

# 令和6年度 新島村災害廃棄物処理計画策定業務委託 仕様書

## 〔1〕 一般仕様書

### 1.1 業務の目的

当業務は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法」の一部改正（平成27年3月24日閣議決定）により以下の措置が決定されている。

国、都道府県、市町村及び民間事業者は、災害により生じた廃棄物について、相互に連携・協力しつつ、適切に役割を分担して取り組む責務を有すること。〔廃棄物処理法〕さらに国及び都道府県は、平時から、廃棄物処理の基本方針又は処理計画に基づき、災害時の備えを実施すること。

新島村においても、災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目なく災害対策を実施・強化することを目的に「新島村災害廃棄物処理計画」を策定することとした。

### 1.2 業務の名称

令和6年度 新島村災害廃棄物処理計画策定業務委託

### 1.3 業務の場所

東京都新島村地内

### 1.4 委託期間

契約締結の日から令和7年3月14日

### 1.5 一般仕様書の適用

本業務は、一般仕様書に伴い施行するものとする。ただし、特別な仕様等については、特記に定める仕様に従い実施する。

### 1.6 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

### 1.7 中立性の堅持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

### 1.8 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

### 1.9 証明書等の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

### 1.10 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたって、新島村の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

- (イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 主任技術者届
- (ニ) 完了届 (ホ) 納品書 (ヘ) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けなければならない。

### 1.11 主任技術者及び技術者

受託者は、主任技術者および技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

主任技術者は、技術士（衛生工学部門・廃棄物・資源循環）又はこれと同等の能力と経験を有するものとし、業務全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

受託者は、業務の進捗をはかるために十分な技術者を配置しなければならない。

### 1.12 成果品の審査

- (1) 受注者は、成果品完成後に新島村の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、新島村の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

### 1.13 参考資料の貸与

新島村は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

### 1.14 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

### 1.15 参考資料の貸与

新島村は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

### 1.16 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

### 1.17 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、新島村、受注者の協議によるものとする。

### 1.18 計画策定業務

受託者は、新島・式根島における両処分場の周辺概況、施設整備状況等を十分に把握したうえで、計画の立案を行うものとする。また、業務中に疑義が生じたときは遅滞なく打ち合わせを行う。

### 1.19 業務の手順

業務は、当村担当者と十分協議打合せの後、実施するものとする。

主任技術者は、主要な打合せには必ず出席する。打合せには議事録をとり、内容を明確にしてそのつど両者確認するものとする。

業務のうち必要な根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出する。

### 1.20 現地踏査

受託者は、必要に応じて計画対象区域の地区・施設において現地を十分踏査し、状況を把握・理解するものとする。

## 〔2〕特記仕様書

### 2.1 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は「令和6年度 新島村災害廃棄物処理計画策定業務一般仕様書」に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記一般仕様書によるものとする。

### 2.2 新島村災害廃棄物処理計画の位置付け

本計画は、環境省が策定した「災害廃棄物対策指針」に基づき、「東京都災害廃棄物処理計画（令和5年9月）」「東京都地域防災計画（令和5年3月31日）」及び「新島村地域防災計画(令和5年3月改訂版)」との整合を図った上で、災害に伴い発生した廃棄物の処理に関する基本的な考え方、廃棄物の処理を進めるに当たって必要となる体制、処理の方法等の基本的事項を当村の実情を踏まえ示すものである。

### 2.3 業務の内容

本計画で検討する業務内容の主要項目は、下記のとおりとする。

- (1) 災害廃棄物処理の基本方針
- (2) 組織体制・情報共有
- (3) 一般廃棄物処理施設の被害状況の確認・報告と復旧
- (4) 災害廃棄物の処理
- (5) 避難所ごみ・生活ごみの処理
- (6) し尿処理・仮設トイレ等
- (7) 教育訓練
- (8) 災害廃棄物対策の推進・計画の進捗管理
- (9) 災害廃棄物量の推計（資料）
- (10) 仮置場の必要面積（資料）

### 2.4 成果品

成果品の提出部数は、下記のとおりとする。

- (1) 新島村災害廃棄物処理計画報告書 フラットファイル（A4版）4部
- (2) 同上原稿（電子データ媒体による）1式1部
- (3) 打ち合わせ議事録（A4版）1部